



ペットは マナーを守って飼いましょう



今やペットは「家族の一員」「人生の友」という方もおり、ペットを飼う家庭が増えています。その中で、一部のマナーを守らない飼い主の行動により、マナーを守っている飼い主も含め、多くの方が迷惑しています。

人も動物も快適に共生できる社会の実現を目指して、この機会にペットや身近にいる動物について考えてみましょう。

◆環境保全課(☎042-438-4042)

愛犬家のマナー



ふんは必ず持ち帰りましょう

散歩はトイレではありません。排せつは散歩の前に済ませる習慣をつけ、散歩中にふんをしたら、きちんと家まで持ち帰ることが飼い主の責任です。

リードでつながしましょう

犬を放すことは東京都の条例で禁止されています。

小さな犬でも、犬が苦手な方にとっては怖い存在です。また、犬が交通事故に遭う危険もあります。

散歩をするときは、犬のとなりの行動に対応できるように、リードを短めに持ちましょう。



無駄吠えに注意しましょう

特に夜間の犬の吠え声は、近隣の方の迷惑になります。吠え方や犬の周囲の状況をよく観察して、犬がなぜ吠えるのか把握しましょう。

人や車の気配に吠えるときは、犬から人や車が見えないように工夫しましょう。

無責任な野良猫への餌やりはやめましょう



ふんや尿の被害など、野良猫による苦情が寄せられています。

無責任に餌やりだけをしていると、近隣住民の理解は得られず猫も地域の嫌われ者になってしまいます。

置き餌はせず、ふんなどは掃除をして環境美化を図りましょう。管理すべき野良猫を特定し、不妊・去勢手術を実施したうえで、野良猫を増やさないようにしましょう。



犬の飼い主の方へ

登録はお済みですか?

犬を飼い始めたときは30日以内に、犬の所在地の市区町村へ登録し、鑑札の交付を受けてください。登録は犬の生涯に1度きりです。犬の登録事項(所有者・所有者住所・犬の所在地[※])の変更や死亡した場合も届け出が必要です。

引越した場合は無料で鑑札交換

引越などで他市区町村から西東京市に犬の所在地が変更になった場合は、前所在地で発行された鑑札をお持ちください。西東京市の鑑札と無料で交換します。鑑札と注射済票は迷子札にもなります。必ず首輪などに装着してください。

犬に限らず、ペットが迷子になったときは動物愛護センター(☎042-581-7435)に連絡して、ペットが保護されていないか確認しましょう。また、近くの交番や警察署、近所の方にも聞いてみましょう。



猫の飼い主の方へ

室内飼いのすすめ

猫を外に放すことは、近隣への迷惑だけでなく、交通事故や猫同士のけんか、感染症など、猫自身にとっても危険です。

猫は身元表示(名札やマイクロチップ[※])をして、屋内で飼いましょう。また、繁殖させないのであれば、不妊・去勢手術を実施しましょう。



犬のふんで お困りの方へ

注意看板を無料配布

次の窓口でお受け取りください(1人2枚[※]、要申請書記入)。
環境保全課(エコプラザ西東京)・市民課(田無庁舎2階・保谷庁舎1階)・各出張所



災害に備えて

◆事前に準備しておきましょう

- ①避難場所を確認
- ②ペットを連れた避難訓練に参加
- ③飼い主仲間とペットの防災について情報交換
- ④ケージ・キャリーバッグなど避難用品の準備
- ⑤鑑札・狂犬病予防注射済票の装着(犬のみ)
- ⑥迷子札・マイクロチップの装着
- ⑦避難先に迷惑をかけないためのしつけ
- ⑧予防接種やノミ・ダニの駆除などの健康管理